

協会だより

(一社)秋田市建設業協会

目 次

1. 定例会議

○三役会

○入札制度の検討等特別委員会

1. 定例会議

○三役会

8月3日(月)

会長ほか3名の役員が出席し三役会を開催しました。

会員から提案があった「社会情勢を考慮した寄付行為（新型コロナウイルス感染症に対する新たな寄付行為）」について、事務局が8月3日時点での①募金額及び②賛同の状況を報告した後、③寄付先、④協会負担金、⑤今後の進め方、⑥贈呈日、⑦贈呈出席者について協議が行われました。結果は次のとおりです。

- ① 募金額（銀行入金額）⇒ 370万円
- ② 賛同者 ⇒ 法人41社・個人2名（41/61=67%）
- ③ 寄付先 ⇒ 新型コロナの拡大防止のため、秋田市保健所と秋田市教育委員会総務課（市立小・中・高 全67校）を対象として検討
- ④ 協会負担金 ⇒ 目標額500万円と募金額との差額に応じて検討
- ⑤ 今後の進め方 ⇒ 当初から担当している入札制度の検討等特別委員会で最終承認
- ⑥ 贈呈日 ⇒ 9月上旬を目途とする
- ⑦ 贈呈出席者 ⇒ 協会三役を中心とする

○入札制度の検討等特別委員会

8月24日(月)

委員長ほか13名が出席し入札制度の検討等特別委員会を開催しました。

委員長の挨拶の後、理事会より付託された「社会情勢を考慮した寄付行為について」に関して協議が行われました。

【これまでの経緯】

○6/22(月) 三役会

議案（追加提案）社会情勢を考慮した寄付行為について
「新型コロナウイルス感染症に対する新たな寄付行為として」
⇒ 同日の理事会に提案する事を決定する

○6/22(月) 理事会（出席者 18/22）

追加提案の趣旨説明 ⇒ 提案者
⇒ 「新型コロナウイルス感染症に関連する社会貢献により建設産業界のイメージアップを図る」 ⇒ 寄付行為を理事会が承認
（寄付対象 NPO・秋田市）
早期対応・多数の理事関与 ⇒ 入札制度の検討等特別委員会を指名

○7/7(火) 入札制度の検討等特別委員会（委嘱状交付 出席者15/20） 寄付行為について ⇒ 寄付行為の実施について再確認（理事会承認済み）

- 決定事項 ① 寄付先は「秋田市」 ⇒ 対象部課所室は未定（候補 教委等）
② 目標額500万円（一口5万円とし口数は問わない）
③ 目標額500万円未満の場合の差額負担は今後協議する

○7/20（月）寄付金募集趣意書を会員に配信

○7/27（月）理事会 報告事項 ⇒ 入札制度の検討等特別委員会の報告

○8/3（月）三役会

議案 寄付行為の募金状況等について

- ① 募金額（銀行入金額）⇒ 370万円
- ② 賛同者 ⇒ 法人41社・個人2名（41/61=67%）
- ③ 寄付先 ⇒ 秋田市教育委員会総務課（2回目 市立小・中・高67校）、
秋田市保健所を対象として検討
- ④ 寄付金募集趣意書の再配信を決定
- ⑤ 今後の進め方 ⇒ 入札制度の検討等特別委員会で最終承認

○8/3（月）寄付金募集趣意書 再配信

○8/3（月）秋田市教育委員会総務課及び秋田市保健所に新型コロナウイルス感染症対応の現況確認

○8/24（月）最終報告 募金総額 ⇒ 430万円
賛同者 ⇒ 法人46社・個人2名（46/61=75%）

事務局は、新型コロナウイルス感染症に対する新たな寄付行為の経緯について、6月22日の理事会において寄付行為が承認され、今後の検討機関として入札制度の検討等特別委員会を指名したこと、7月7日の同委員会で寄付先や目標額等が決定したこと、8月3日の三役会において今後の進め方等について検討されたこと、及び8月24日時点での募金総額等を中心に説明しました。

議長は、経緯に相違ないことを出席委員に確認し、議事に入りました。

【議事】

議案 社会情勢を考慮した寄付行為について

《協議事項》

- ① 寄 付 者 （仮称）「秋田市建設業協会
新型コロナウイルス感染対策を考える会」
- ② 協会負担金 目標額との差額を負担する、又は 負担しない

- ③ 寄付の方法 物品による寄贈
- ④ 贈呈予定日 9月上旬（秋田市長との調整）
- ⑤ 贈呈出席者 協会三役若しくは寄付者代表（会代表）
- ⑥ 受領証明書 秋田市からの受領証明書発行
- ⑦ 協会承認 入札制度の検討等特別委員会（8／24）で最終承認

事務局は、①から⑦までを一括説明しました。

議長は、それぞれについて質問・意見を求めたところ、①と②については、一緒に検討すべきとの意見があり協議した結果、目標額に近い募金が集まったため、協会からの負担はしないこととし、また、協会員全員からの募金に至らなかったことから、寄付者は「秋田市建設業協会 新型コロナウイルス感染対策を考える会」として、協会とは切り離して寄付することに決定しました。③について、事務局は、三役会では物品での寄贈が望ましいとする意見であったことや、寄付先である秋田市でも物品を望んでいることを説明しました。一方、委員からは、現金での寄付のほうが印象が強いとする意見もあり、物品と両方の意見が出たため、議長は多数決により決定することを提案し挙手を求めた結果、物品による寄付に決定しました。④については、秋田市との協議により予定どおり進めることとしました。⑤については、寄付者の代表数名とし、⑥は、提示した案の改訂が必要とされたため、⑤及び⑥について、委員会終了後に委員長と事務局とで検討し決定することとしました。⑦については、本日の委員会での決議をもって最終承認とすることとしました。

委員長と事務局による検討の結果は、次のとおりです。

- ⑤ 贈呈出席者 協会三役が寄付者の代表として出席する。
- ⑥ 受領証明書 寄付賛同者から税務上のため要望があった場合は、寄付受納者（秋田市）からの「寄付物品受領証明書」と秋田市建設業協会 新型コロナウイルス感染対策を考える会が発行する「寄付金預り証」により、賛同者の寄付行為を証明する。